

広報 伊佐座

12月10日

第322号

毎月10日・25日
福岡県遠賀郡
水巻町発行



横断は止まって

良く見て、手をあげて

年末年始の交通安全 12月15日～1月10日

冬も本格的となり寒さも一段と厳しくなってきましたが、子どもたちは元気。学校で習った交通安全のルールを守り、登下校のときに渡る横断歩道でもこの通り、両側をよく見て、手を高くあげてから渡ります。年末になると増えてくるのが交通事故。

中でも歩行者の事故と飲酒運転による事故が目立って増えてきますが、この子どもたちのように交通ルールを守り、あわただしい歳の瀬を安心して過ごしたいものです。
(寒空の中、元気に下校する伊佐座小学校の生徒たち)

町の人口

(49年10月末現在)

人口	24,085
男	11,694
女	12,391
世帯数	7,096

差別のない明るい町を

同和問題を町民みんなのものにするために

ものにするために

同和問題の認識(同対策審申)
同和地区は中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することに形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の改革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。

すなわち、明治四年に公布された太政官布告により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているということが出来る。

しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を歴止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。

いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられて同和地区住民を実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれなかった。

したがって、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をつづけてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこりそれを契機によりやうやく同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずがなく、同和地区住民はいぜんとして差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進的なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業があ

この二つの領域のあいだには質的断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をも

2

正しい地籍簿

づくりのための

国土調査にご協力を

町では、五十年より猪熊地区を初めとして、五ヶ年計画で地籍調査事業を行なっています。

この調査は、土地の国勢調査ともいふべきもので、昭和二十七年に制定された国土調査法に基づいて行なわれる大切な調査です。

これまで土地表示の基礎となっていた「土地台帳」や「字図」は、明治の初めに地租をとりたてるためにできたもので、当時は測量技術の幼稚さと、長い年月をへだてたために、現況の移り変わ

っているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体的関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。また、封建的な身分階層秩序が残存しており、実父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。さらに精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

地籍調査は、正しい測量によって、新しく帳簿(地籍図と地籍簿)を作り、土地の正しい位置、形・地番・面積を明確にして、皆さんの財産を守るとともに、土地改良事業や土木事業などいろいろな建設事業計画に利用するのが目的です。

住民の方のご理解とご協力をお願いいたします。

このようなわが国の社会、経済文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

昭和五十年の成人式該当者は教育委員会に連絡を

町教育委員会では、来年一月十五日に行われる成人式に該当する新成人の調査を行っています。

新成人に該当するのは、昭和二十九年四月二日から昭和三十年四月一日までに生まれた方ですが、広報みずまき十一月二十五日号でも掲載いたしましたように、該当される方で、移動のために水巻町で成人式を迎えることになられた方は、十二月十五日までに地区の公民館長又は、教育委員会にご連絡ください。

精神薄弱者相談は樋口の石橋さんへ

県の精神薄弱者相談員をされてきた、水巻町樋口の石橋重子さんが、県から引続き業務の委嘱をされました。

精神薄弱者に関するいろいろな問題は、相談員にお気軽にご相談ください。

委託期間

49年8月1日～50年9月30日

年金

わずかな積立で

老後の補償

現代では、産業の育成から住民福祉へとかわりつつあります。特に年金制度の改善が今では、住民の注目の的となっています。ところが、「年金など遠い将来のこと」と考え、無関心の方が多く見られます。はたしてすべての人たちが年金と無関係でしうか。現在のめまぐるしい社会の中で、いつ身のまわりに災難がふりかかるかわかりません。怪我や病気のために働けなくなったり、

一家の大黒柱を亡くし、家族が困ることがないという補償はありません。又、現在の若い方たちが老人になるころ少しの貯えがあっても最近のように物価が上れば生活をするのもむずかしくなってきました。

年金は、物価や生活水準が上がれば引き上げられるようになっていきます。若いうちからわずかな額を積みたて、将来に備えるためにも年金の加入をおすすめします。

○ 必ず加入しなければならぬ方

年金の種類と額 (拠出年金)

年金の種類	このように支給されます	年金額
老齢年金	65歳から掛金に応じて	加入期間 40年で 445,824円 25年で 278,640円
通算老齢年金	厚生年金等の期間を加えて	
障害年金	重いけがや病気になったとき	1級 348,300円 2級 278,640円
母子・準母子年金	男の働き手が死亡し、子供が18歳未満のとき	278,640円
遺児年金	両親を亡した遺児に18歳まで	
寡婦年金	夫が年金を受けずに死亡したとき(60~65歳までの妻)	夫が受けるべき年金の半額
死亡一時金	途中で死亡したとき	17,000円~ 52,000円

(拠出年金……毎月、自分で保険料を支払われている方に対する年金)

補償

○ 二十歳から五十九歳までの方で、他の公的年金制度に加入できない方
自由に加わることができる方
○ 他の公的年金制度加入者の妻
年金や恩給などがある方の妻
○ 県議会議員及び町議会議員の妻

○ 屋間部の学生
加入の手続きは、役場国保年金係で電話でも受け付けます。(電話 01-4321)

年金保険料は所得控除の対象に
四十九年中に支払った年金保険料は、十月一日現在で区画漁場

料は、本人が控除申告書により申告した金額を控除されます。
障害福祉年金が二級該当者にも支給されます。

今年度から障害福祉年金の支給範囲が従来の一級から二級(障害の程度が比較的軽い者)まで拡大されています。まだ請求されていない方は、すぐに請求されるようお願いいたします。

○ 年金保険料は昭和五十年一月から次のとおり変わります。
定額分 一ヶ月千五百円
付加分 一ヶ月千五百円

区内水面(ため池)での
区画漁業の免許
県では、十月一日現在で区画漁場

業の五百七十余件を免許していますが、養殖計画等の都合で早急に免許を取得する必要のある方については、五十年四月に免許をする予定としていますので、漁場計画をたて、免許希望の申請をされるようお願いいたします。

申請書用紙は、役場産業課にありますので、所定の事項を記入の上提出してください。

一月分 生活
保護費の支給日
昭和五十年一月分の生活保護費の支給日は次のとおりです。
日時 12月26日
9時~11時30分

場所 水巻町民会館

福祉関係のご相談は

民生児童委員へ

委員の一部が変わりました

民生児童委員が、十二月一日から一部変わりました。福祉関係については、各地区の委員にご相談ください。

- 民生児童委員と担当地区
- 立屋敷・入江興産 太田 直之
- 伊佐座・林住宅 永沼 好道
- みずほ団地 水田 輝男
- 二・二町住 森安 正義
- 下二・下二町住 久野 四郎
- 吉田ノ一 古橋 信

- ぬめり石・吉田本村山本憲昭
- 吉田宮尾・本村 岡部 淳子
- 吉田御輪地・大橋 副田 軍八
- 鯉口・県道筋・緑
- 風園
- 吉田車返し 三吉フミ子
- 美吉野団地 吉田権二郎
- 頃末 溝手 良一
- 頃末 和田 健男
- 頃末 甲斐 堯
- 頃末 藤井 清子
- 松川 政敏
- 古賀区3部 古賀区1・2部
- 宮ノ下・机社宅 桑野 茂
- 阿古ミサ子 神崎志都子
- 梅ノ木区 高松区
- 矢野しめ子 高松区
- 三ツ頭区 藤井 輝男
- 頃末・中央区 岡田 次雄
- 机 梶山 光男
- 古賀・新生街 福崎 茂子
- う月 出利葉虎雄
- 樋口 木村 国実
- 樋口 柴崎弥一郎
- 猪熊・猪熊町住 椿 明
- 猪熊 柴田己代治
- 吉田団地37-1 稲田 政二
- 吉田団地1-36 内尾 勝正
- 鯉口区 高橋スエ子

ゆく年くる年みんなで防犯 犯罪を防ぎ明るい正月を

いよいよ師走。これからはあわただしい毎日となりますが、歳の瀬とともに犯罪も増加してきます。

折尾警察署では、住民が明るい正月を迎えるため十二月一日から五年末年始の特別警戒を行ないます。

年末には、あき巣、ひったくり、すりなどの事件が多く発生します。このような犯罪を防ぐためにも次の事にご注意ください。

- お出かけやおやすみのときは戸締りを確実にしましょう。
- 炊事場の刃物は見えない所に片つけておきましょう。
- 現金は、必要以上は家に置かず、銀行、郵便局等に預けましょう。

12月のし尿汲取予定日

12月のし尿汲取日が決まりました。日程に多少の変更はありますが、事前に準備をお願いいたします。

- 1日 猪熊・みずほ団地・頃末
- 3日 猪熊・みずほ団地・頃末
- 4日 猪熊・みずほ団地・宮ノ下
- 5日 高松区・三ツ頭区・樋口・頃末
- 6日 高松区・三ツ頭区・樋口・頃末
- 7日 高松区・三ツ頭区・頃末・う月・古賀・唐熊県住・滑石
- 9日 机・古賀・御輪地・車返・鯉口・上二・下二・立屋敷
- 10日 頃末・垣添・緑風園・吉田本村・車返し
- 11日 緑風園・中央区
- 13日 猪熊・川端商店街・下二町住
- 14日 猪熊・月夜待団地・吉田県道筋・大橋
- 16日 美吉野・松栄荘・樋口・机
- 17日 美吉野・松栄荘・下二
- 18日 美吉野・松栄荘・上二町住・吉田団地
- 19日 梅ノ木区・吉田団地
- 20日 猪熊町住・吉田団地
- 21日 古賀県住・吉田団地・机住宅
- 22日 う月・古賀・上二・下二吉田本村・机住宅
- 23日 古賀区・梅ノ木区・上二・下二・吉田本村
- 24日 古賀区・梅ノ木区
- 25日 古賀区・頃末・古賀・机
- 26日 鯉口区・猪熊・樋口
- 27日 鯉口区・猪熊・樋口
- 28日 鯉口区・猪熊・樋口

飲酒運転を 追放しよう!

飲酒による事故は、ひき逃げをとまなうとともに、死亡率も極めて高いものとされています。飲んだら乗らない、乗るなら飲まないの精神を守り、明るい社会づくりにご協力くださるようお願いいたします。

バスの事故を なくしましょう バス無事故運動

北九州市交通局(市営バス)では、十二月十日から一月十日まで「バス無事故運動」を行ないます。利用者の方のご協力をお願いいたします。

- ◇ 停留所では少しさがってバスを待ちましょう。
- ◇ おとしよりやからだの不自由な方には、席をゆずりましょう。
- ◇ かけ込み乗車は危険です。次のバスを待ちましょう。
- ◇ やむをえず急停車する場合があります。足もと、手まわり品にご注意願います。
- ◇ 進行中の車内移動は危険ですからひかえましょう。
- ◇ バスの直前直後の横断はやめましょう。

水巻町短縮 マラソン大会

水巻町教育委員会と体育協会主催の、短縮マラソンを十二月八日に予定していましたが、十二月十五日に変更となりましたのでお知らせいたします。

高血圧教室

- 一、日時 12月12日13時~16時
- 二、場所 水巻町民会館
- 三、内容 講話(高血圧症と脳卒中予防と治療)

えぶり山荘

12月16日から開所

老人憩いの家えぶり山荘は、12月16日から開所いたします。なお、原則として65歳以上の老人が対象となります。

日曜在宅医

12月15日	頃末	渡辺医院	外科	691-2616
22日	大膳橋	楠本医院	内・児科	691-0385
29日	頃末	坂口医院	婦人科	691-2943
1月5日	樋口	前原医院	内児科	691-0553

診察時間は9:00~17:00、原則として往診はいたしません。

年末・年始の ゴミの収集

年末・年始のゴミ収集の作業日程が決まりました。12月28日(土曜)は土曜地区の可燃物と中央区を除く国道3号線より南側地区の1月1日第一水曜の繰上げ不燃物の収集。

- 12月29日(日曜)は水曜と火曜の繰上げ収集。
- 12月30日(月曜)は水曜の不燃物と木曜・金曜地区収集。
- 1月4日(土曜)の地区の可燃物と第一土曜地区の粗大ゴミ。
- 1月6日より平常にかえります。
- 1月20日頃より早めにお出し下さる様御協力をお願い致します。又、収集日には朝7時までは出してください。